運転免許証への旧姓併記について

令和元年１２月１日から、御希望に応じて運転免許証に旧姓を併記できるようになりました。

お持ちの運転免許証に旧姓を併記する場合

下図のとおり、運転免許証裏面の備考欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。

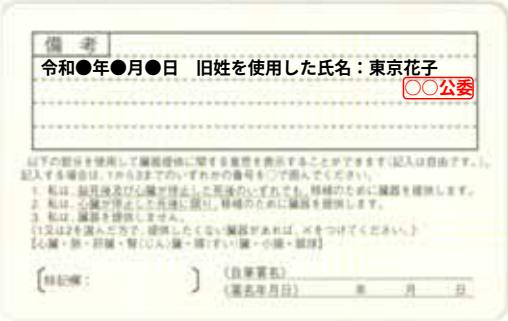

新しい運転免許証の交付を受ける場合

下図のとおり、運転免許証表面の氏名欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。

〔〕で囲まれている部分が、旧姓を使用した氏名です。

更新時等に切替えができます。
再交付する場合は、所定の手数料がかかります。

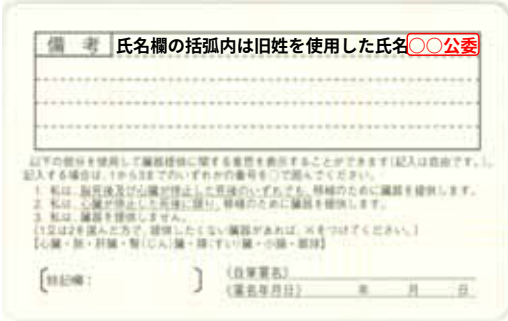

以下のいずれかの書類をお持ちの上、お近くの運転免許窓口にお越しください。

- ○ **旧姓が記載された住民票**（住民票への旧姓記載の方法はお住まいの市町村へお問い合せください。）
- ○ **旧姓が記載されたマイナンバーカード**

※ 再交付を希望される場合等、手続の詳細は、お近くの運転免許センター等にお問い合わせください。

長野県警察

長野県警察シンボルマスコット「ライポくん」